

報道関係者 各位

令和7年3月26日発表

【照会先】

福岡中央労働基準監督署

副署長 古川 太一

第五方面主任監督官 酒匂 祐作

(代表電話) 092 (761) 5607

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じず高所作業を行わせたもの～

福岡中央労働基準監督署（署長 だいこう 渡辺純一）は、本日、株式会社大興及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁へ書類送検しました。

【事案の概要】

令和6年1月22日、福岡市西区福重の木造家屋の解体工事現場において、高さ2.4メートルのダンプトラック荷台上で、労働者に廃材の均し作業を行わせるに当たり、労働者の墜落による危険を防止する措置を講じなかったもの。

1 被疑者

(1) 株式会社 大興

所在地：福岡県春日市小倉

事業内容：解体工事業

(2) 同社現場責任者（50歳代）

2 違反条文

(1) 被疑者株式会社大興、現場責任者ともに、

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年1月22日、労働者が、福岡市西区福重の木造家屋の解体工事現場において、ダンプトラックの荷台上で廃材の均し作業をしている際にバランスを崩し、約2メートル下のアスファルト上に墜落し、脊髄損傷等を負う労働災害が発生しました。同人は、この災害によって負傷した結果、同年4月13日に死亡しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所には、囲いを設ける等の墜落防止措置を講じなければならないことが規定されていますが、現場責任者は、労働者に、高さ2.4メートルのダンプトラック荷台上で廃材の均し作業を行わせるにあたり、この措置を講じなかったものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 (第1項略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四(略)

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(墜落等による危険の防止)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

2 (略)